平成２１年（フ）第１３９号
栃木県那須塩原市南郷屋４丁目31番地
債務者　半澤　節夫
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月12日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第１４１号
栃木県那須塩原市井口1177番地450　コーポ有芽Ⅲ―102号、前住所栃木県那須塩原市若葉町３番41号
債務者　篠﨑　眞秀
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月12日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第１３４号
熊本県八代市植柳上町835番地
債務者　礒塚　信子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第８６号
岩手県九戸郡洋野町種市第23地割14番地10
債務者　滝川　雅隆
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２１年（フ）第８７号
岩手県九戸郡洋野町種市第23地割14番地10
債務者　滝川アサ子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月23日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

破産手続終結

平成２１年（フ）第２５号
茨城県日立市鮎川町２丁目１番38号
破産者　有限会社事務機器のスギヤマ
1　決定年月日　平成21年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所日立支部

平成２０年（フ）第５４４号
群馬県佐波郡玉村町大字下茂木862番地14
破産者　株式会社ジェイティーピープロセス
1　決定年月日　平成21年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所

平成２０年（フ）第３４号
島根県江津市都野津町2280―３、住民票上の住所島根県江津市二宮町神主ロ35番地
破産者　河野　　求
1　決定年月日　平成21年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第２６号
青森市新町２丁目２番１号
破産者　株式会社ハウザー
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所民事部破産係

平成１９年（フ）第５６号
宮城県栗原市栗駒岩ケ崎神南26番地の１
破産者　株式会社若林組
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２０年（フ）第６８６５号
奈良県香芝市今泉635番地の５
破産者　高岡　貞夫
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１８０８号
堺市北区大豆塚町１丁28番地18
破産者　株式会社尾田設備
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２０号
兵庫県西宮市久保町14番30号
破産者　貴多機工株式会社
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成１９年（フ）第１７２号
青森県三沢市字古間木山68番地89号
破産者　有限会社関建設工業
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第２１号
愛媛県八幡浜市1208番地の１
破産者　有限会社髙塚工業
1　決定年月日　平成21年12月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所大洲支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１３号
熊本市龍田２丁目10番31号
破産者　山田　　浩
1　決定年月日　平成21年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第４７２号
兵庫県西宮市高須町２―１　第29号棟第424号室、住民票上の住所兵庫県西宮市津門仁辺町３番16号
破産者　田中　一昭
1　破産債権の届出期間　平成22年１月８日まで
2　一般調査期日　平成22年２月25日午前11時45分
平成21年12月10日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１４０６号
宮城県黒川郡大和町落合松坂字宮地27番地
破産者　高橋由美子
1　破産債権の届出期間　平成22年１月12日まで
2　一般調査期日　平成22年３月18日午前11時30分
平成21年12月10日
仙台地方裁判所第４民事部破産係